5. 土地の先行取得に関する報告

平成26年6月から平成27年2月にかけて実施した土地の先行取得では、192名の方と契約し、 92,847,86㎡を取得しました。



6. 跡地利用推進法の改正

現在、国会で跡地利用推進法の改正に向けた審議が行われています。

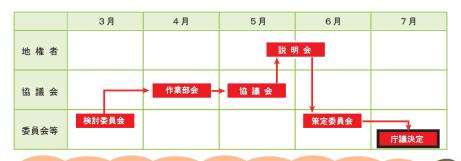
跡地利用推進法が改正されると、「特定駐留軍用地跡地」が創設され、土地の先行取得の期間が 延長されます。併せて、跡地法施行令の改正があり、対象となる面積要件が緩和されます。

■土地の先行取得の適用期間



7. 跡地利用計画の策定に向けたスケジュール

今後、7月を目途に跡地利用計画を庁議決定することを目指し、以下のスケジュールで検討 をおこなうことを予定しています。



今後、庁議決定に向けて検討を進めていきます。 それまでに、説明会等を開催し、地権者の皆さまにご説明したいと考えておりますので ご参加の程宜しくお願い致します。

<問い合わせ先>宜野湾市 基地政策部 まち未来課 TEL: 098-893-4411 (内線 308.309) FAX: 098-892-7022 (担当:塩川・山城)

2015 年(平成 27 年)3月発行 発行者: 宜野湾市 基地政策部 まち未来課

キャンプ瑞慶覧 西普天間住宅地区 まちづくりニュース Vol.38 現在、土地利用計画(修正案)を見直しています。 7月までに地権者の皆様に説明させて頂きます。

1.現在の状況

平成27年3月31日の返還が予定されているキャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の跡地利 用については、平成25年度に従来の「住宅中心のまちづくり」から「新たな都市機能を有する まちづくり」に方針を見直した上で、地権者の皆様へ説明会やアンケートを重ねながら土地利用 計画を作成してきました。

また、平成26年4月に沖縄県・宜野湾市から国に対し国際医療拠点形成に向けた要請をおこ ない、その後、平成26年6月には、沖縄県・宜野湾市・琉球大学の3者から国に対し琉球大学 医学部及び同附属病院の西普天間住宅地区への移設による国際医療拠点の形成に向けた要請をお こない、国際医療拠点形成に対する概ねの方向性が固まりました。

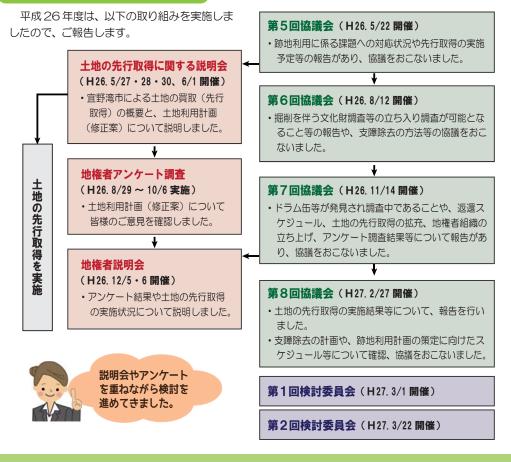
このほか、平成25年12月に普天間高等学校同窓会から普天間高等学校の西普天間住宅地区への移設に関する要望書が提出されました。また、平成26年5月には、普天間高等学校同窓会及び普天間高等学校PTAから普天間高等学校の西普天間住宅地区への移設に関する署名(17,511筆)が提出されています。

このような状況を受けて、市では「土地利用計画(修正案)」を作成しました。そして、平成 26年8月に実施した地権者アンケート(回収率54%)では、「土地利用計画(修正案)」の内 容について概ね8割以上(管理型墓地ゾーンについては約6割)の賛同を頂いたところです。

その後、「土地利用計画(修正案)」をより具体的に検討していく上で、専門的な知識を有する 方の意見を聞く必要性が高くなり、平成27年3月に、学識経験者、専門家、地権者代表者、 国・県・市の職員からなる「キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)跡地利用計画調査検討委員会」 を2回開催し、討議して頂きました。

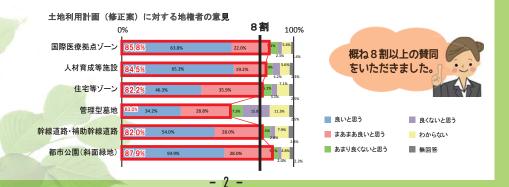
今後、4月以降に地権者の皆様のご意見を伺いながら、検討委員会での討議内容を踏まえた跡 地利用計画を検討する予定です。皆様のご意見を伺う際には、再度ご案内いたしますので、ご協 力をお願いいたします。

2. 平成 26 年度の取組み



3. 地権者アンケート結果(一部抜粋)

平成26年8月に実施した地権者アンケート(回収率54%)では、土地利用計画(修正案)の内容 について、概ね8割以上(管理型墓地ゾーンについては6割)の賛同をいただきました!



4.支障除去の計画について

・これまで、沖縄防衛局が資料等調査や地質調査、調査設計を実施してきました。

・平成27年度から、土壌汚染調査や不発弾探査、廃棄物探査をおこない、除去すべきものが発見され た場合に処理工事を実施するとのことです。

